

## 第2次さぬき市教育振興基本計画（概要）

### 第1章 計画の策定に当たって

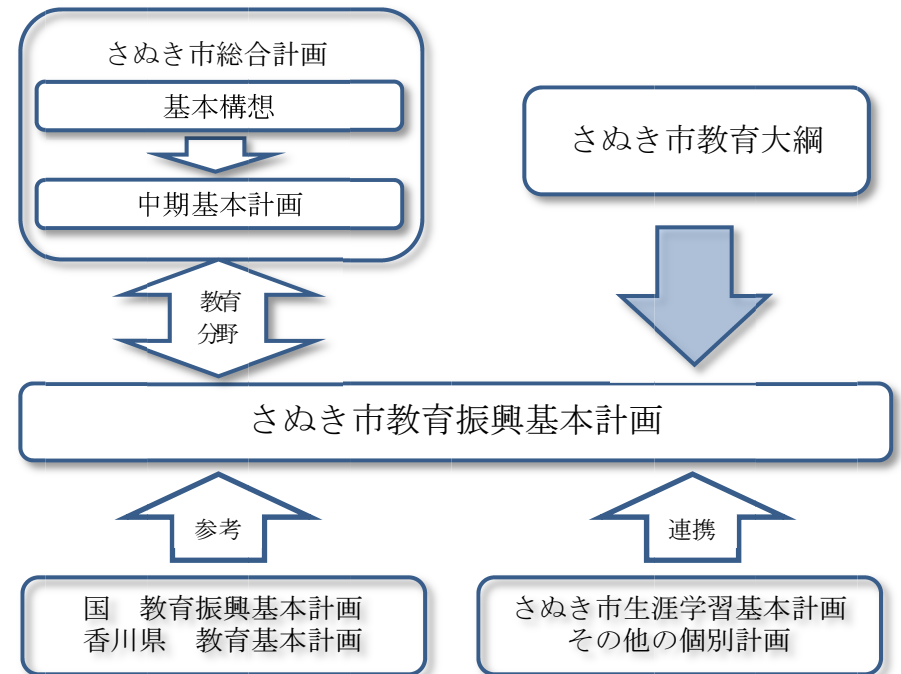
#### 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、2013（平成25）年度に『さぬき市教育振興基本計画』を策定し、2018（平成30）年度まで、当該計画に基づき教育施策を推進してきました。この間、我が国の社会情勢は大きく変化しており、教育の分野でも、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した子どもの犯罪被害の防止や学校現場における教員の過大な負担の解消、人生100年時代を見据えた生涯学習の重要性の増大など、対処すべき新たな課題が明らかになってきています。

このような状況に対応するとともに、本市のまちづくりの指針である『第2次さぬき市総合計画』に掲げる目標の達成と、『さぬき市教育大綱』に掲げる教育理念の実現のため、教育分野の具体的な施策とその推進策を定める第2次『さぬき市教育振興基本計画』を策定するものです。

#### 2 計画の位置付け

- 市の施策体系上、この計画は、次のように位置付けられます。
- さぬき市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（関係法令：教育基本法第17条第2項）
  - 『さぬき市総合計画中期基本計画』に掲げる基本施策のうち、教育に関する基本施策を推進するための分野別計画
  - 『さぬき市教育大綱』にのっとり、さぬき市における教育施策を推進するための具体的な施策を定めるもの（関係法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項）



#### 3 計画の期間

2019（平成31）年度から2022（平成34）年度までの4年間

#### 4 計画の対象範囲

教育委員会の権限に属する施策・事業を基本とします。ただし、他の部局が所管する施策・事業で、この計画に関係するものについては、さぬき市総合計画中期基本計画及び他の個別計画に基づき、関係部局と連携し、推進します。

#### 5 計画の進捗管理

毎年実施する「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」において、この計画についても進捗状況の把握と点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

（関係法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条）

### 第2章 基本計画

#### 1 『さぬき市教育大綱』に掲げる教育理念と教育施策の基本となる方針

##### <教育理念>

さぬき市は、地域・保護者の皆さんとともに、人と人、過去と未来をつなぐため人間としての根っこを育て、多彩な「さぬきびと」を育みます。

##### <教育施策の基本となる4つの方針>

- |                                   |                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1 生涯にわたって学び、しなやかに「生き抜く力」を持つひとづくり  | 3 あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり |
| 2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり | 4 生命の尊重と健康の増進に努め、活力ある心身を育むひとづくり |

#### 2 施策の展開

基本的な方針	主要な施策	施策の内容
1 生涯にわたって学び、しなやかに「生き抜く力」を持つひとづくり	(1) 「確かな学力」を培う学校教育の充実	○学習意欲を高め、基礎・基本の確実な定着を図るための取組の推進 ○家庭学習の充実 ○道徳教育の推進
	(2) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実	○就学前における質の高い教育・保育の提供
	(3) 特別支援教育の推進	○特別支援教育の充実と体制整備の推進 ○早期からの教育相談・支援体制構築事業の推進
	(4) 質の高い学校教育を支える環境の整備と充実	○教職員の働き方改革の推進と資質の向上 ○学校施設・設備の整備 ○ICT（情報通信技術）を活用した学校教育の情報化の推進 ○学校危機管理体制の充実
	(5) ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進	○生涯学習活動の支援 ○公民館等施設の整備と適切な維持管理 ○社会教育団体の育成と支援

基本的な方針	主要な施策	施策の内容
2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり	(1) 地域の歴史・文化に親しむ取組の推進	○ふるさと教育の推進 ○地域の歴史と伝統文化の伝承 ○地域資源を活用した特色ある事業の充実
	(2) 文化財の積極的な保存と活用	○文化財資料の把握と調査 ○文化財資料の保存と活用の推進
	(3) 家庭・地域の人材等を活用した取組の充実	○地域と連携した学校運営協議会の推進 ○家庭教育の啓発と推進 ○放課後子ども教室・学校支援ボランティア等の充実 ○子ども会活動等の支援
	(4) 国内友好都市等交流事業の推進	○北海道剣淵町との交流
3 あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり	(1) 人権教育・啓発活動の推進と充実	○人材育成、資質向上及び自主活動への支援 ○さぬき市人権・同和教育研究協議会の充実 ○人権教育・啓発に関する研修会等の実施
	(2) 各学校（園）における人権教育推進体制の構築	○教職員の人権・同和教育研修及び現地学習会の充実
	(3) いじめや不登校問題等への対応	○いじめを許さない、いじめにいち早く気付く体制の構築 ○教育相談体制や（異）校種間連携体制の充実
	(4) 経済的援助による就学・進学支援の推進	○就学に対する経済的支援の実施 ○進学に対する経済的支援の実施
4 生命の尊重と健康の増進に努め、活力ある心身を育むひとづくり	(1) 読書を通じた学びへの支援	○図書館活動の充実 ○子どもの読書活動の推進 ○学校図書館活動の充実
	(2) 学校における体力づくりの推進	○学校における体力向上に関する指導の充実
	(3) 学校保健の充実と生きる力を育む食育、防災教育の推進	○生活習慣病予防対策の推進 ○「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 ○学校栄養教諭等による食に関する指導の充実 ○地産地消の取組を通じた食育の推進 ○防災教育の推進
	(4) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化	○各種スポーツの奨励 ○スポーツ団体・指導者の育成と支援 ○社会体育施設の整備と充実
	(5) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進	○芸術家への支援と優れた芸術に触れる機会の市民への提供 ○自主的な芸術文化活動の支援
	(6) 青少年健全育成活動の推進	○関係機関と連携した青少年健全育成活動の実施 ○地域ぐるみで取り組む安全・安心な環境づくり ○相談・支援活動の充実

### 第3章 教育施策の実現に向けて

教育委員会は、計画に掲げた施策を確実に実現し、また、新たな課題に的確に対応するため、次のような取組を継続します。

- ① 学校現場の状況の把握  
計画的な学校訪問だけでなく、学校行事などの機会を捉えて、積極的に教育長及び教育委員が学校現場を訪れ、状況の把握に努めます。
- ② 社会教育施設や文化施設の状況の把握  
学校以外の教育施設についても、その実態や問題点を詳しく把握するため、市内の各種教育施設において教育委員会を開催するほか、視察・訪問を行います。
- ③ 市長と教育委員会の情報・意見交換  
多岐にわたる教育行政を推進するためには、市全体としての取組が必要です。また、教育委員会だけでは十分に対応できない分野については、市長事務部局との連携がますます重要となっています。このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置される総合教育会議をはじめ市長と教育長及び教育委員との教育の現状と課題についての意見交換の場を持ちます。
- ④ 情報収集と自己研さん  
多様化・複雑化する課題に対し、教育長及び教育委員が共通認識を持ち、的確に対応するため、関係機関が主催する研修会等へ積極的に参加するほか、自己研さんに努めます。
- ⑤ 情報発信  
教育は、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要とされています。取組の内容や結果について積極的に情報発信し、市民の意見や要望に耳を傾けながら、教育行政を推進していきます。

<参考（関係法令）>

○教育基本法第17条

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。（※第2項～第4項 略）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

（第2項 略）